

令和7年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和7年度紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

2 業務の目的

平成27年度から三重県・奈良県・和歌山県が協働し、紀伊半島地域を1つのエリアとして移住プロモーションを実施することにより情報発信力を高め、紀伊半島地域への移住・定住の促進や関係人口の創出の取組を展開してきた。

近年、人々の働き方や暮らし方に対する価値観に変化が見られ、地方との関わり方も多様化している。そのような中で、紀伊半島における関係人口の創出や移住・定住の促進を図るためには、紀伊半島という地域が有する多様な魅力を広く発信し、認知度の向上や興味・関心の喚起を図る必要がある。

本業務では、3県の枠組みを超えた紀伊半島地域一体としてのプロモーションや東京都内における交流イベントを通して、ターゲットに対して紀伊半島地域を「新しい挑戦の場」として認知していただくとともに、紀伊半島との関わり方に関するアイデアを得てもらい、地域との継続的な関わりや交流を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和8年2月20日（金）

4 契約金額の上限

本業務の委託料は、10,340,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

5 業務の背景と方向性

紀伊半島地域は三重県・奈良県・和歌山県にまたがる総面積1万平方メートルを超える日本最大の半島であり、雄大な山々や清流、沖合を流れる黒潮が流れる好漁場を利用した一次産業が盛んである。エリアのほとんどが森林・山岳地帯であり、平地は伊勢平野と紀ノ川河口部以外では主要河川の流域にわずかに見られる程度であることから、人口（約123万人）の大半は平野部や臨海部に集中しており、エリア全体では産業集積力・雇用吸収力が比較的低い傾向にある。このことから、紀伊半島地域への移住を促進するにあたり、①自ら仕事を生み出すことができる人（＝起業者、フリーランス等）や②紀伊半島が育んできた産業にチャレンジできる人（＝一次産業就業者、伝統産業や文化の

継業希望者等）、③都市部の企業に所属することで生活基盤をつくることのできる人（＝テレワーカー、二拠点居住者等）等をターゲットとすることが効果的であると考えられる。これらのターゲットの中には、「起業のみ」や「一次産業への就業のみ」等といった1つの生活基盤で挑戦したい方だけでなく、「起業×一次産業への就業」といった複数の生活基盤を持つことで自らのスキルや経験を生かした多様な働き方を期待したい方も含まれると考える。こういった方々に、紀伊半島地域ならではの暮らしや働き方の魅力を認知していただき、まずは紀伊半島地域に来ていただくことが重要であると考ええる。

本業務は、上記のターゲットの中でも特に①と②の方を対象に、「新しい挑戦の場」としての紀伊半島地域を認知してもらい、紀伊半島地域との最初の関係を構築することを目的としている。

6 委託業務の内容

（１）紀伊半島のプロモーション

「新しい挑戦の場」としての紀伊半島地域を認知してもらうためのプロモーション施策を実施すること。なお、施策の立案及び実施にあたっては、以下の点に留意すること。

ア ターゲット

主に都市圏在住の20代～30代で、以下の4点のいずれかに当てはまる方を想定する。また、下記（ア）～（エ）の項目を生活の主軸におきつつ複数の生活基盤で多様な働き方・暮らし方を実践したい方も対象とする。

例）都市部の企業で働くことで生活基盤を確保しながら、自分のやりたい事業や取組のための地方で起業したい方など

（ア）地方ならではの自然や食、文化等を利用した起業または地方にはあまり見られない産業等での起業を考えている方

（イ）都市部での業務を受託するフリーランスの方

（ウ）一次産業への就業を考えている方

（エ）地方ならではの伝統産業や文化を継業したいと考えている方

イ プロモーションの内容

紀伊半島地域がアのターゲットに対して「新しい挑戦の場」として魅力的であることをプロモーションできる内容とすること。プロモーションの内容を考えるうえで、以下の4点に留意すること。

（ア）プロモーションを行うにあたり、個別の県ごとに魅力を発信するのではなく、各県の魅力を紀伊半島地域の魅力として相互に作用させてまとめ上げるととも

に、各県の弱みを各県の強みで補い合うことで3県の枠を超えた紀伊半島地域全体としての発信ができるように努めること。

(イ) 紀伊半島地域内に移住して起業やまちづくりなど、地域活性化に資する活動をしている人の活動や暮らし、関わりしろとなる場や機会、都市圏からの主要なアクセス方法などを発信すること。

(ウ) ターゲットに対して的確に情報を届けるために、アに記載のターゲットについて、プロモーションの媒体に応じて、“起業希望者のみ”や“一次産業への就業希望者のみ”といった1つの項目のみに対象を限定することも可とする。

(エ) 一つの媒体のみでプロモーションを行うことは好ましくなく、アのターゲットやウの引き起こしたい行動に応じて、様々な媒体で的確にプロモーションを行うことが望ましい。なお、インターネット広告配信を行う場合は、次の4点に留意すること。

- a. 広告配信の目的を明確にしたうえで目的達成度合を計測できるKPIを各広告で設定するとともに、検索連動型広告やディスプレイ広告、動画広告等、広告配信効果の最大化を図るために最適と考えられる手法において広告配信を行うこと。また、ターゲットに応じて関心の高い情報の傾向や閲覧されやすい情報の露出方法等が把握できる広告配信を行うこと。
- b. 広告配信にあたり掲出する画像やアニメーション、動画等のクリエイティブを作成する場合は、広告配信の目的に照らし合わせたうえで、ターゲットのニーズに適合したものをデザインするとともに、広告を配信するデバイスに応じて、クリエイティブの掲出が最適化されるようにすること。また、クリエイティブの作成にあたって必要な写真やイラスト、動画等の素材について、著作権の帰属等の必要な権利手続きを含めた調達業務の一切は受託者が行うこととする。
- c. 広告配信におけるランディング先は、Google Analytics⁴やGoogle Tag Manager等で適切な効果指標が計測できるWebページとして、委託者の求めに応じて、ランディングページのアクセスデータ等を提供すること。
- d. 広告価値を毀損させる「ビューアビリティ」、「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」等については確実な対策を実施したうえで、広告配信前にその内容を委託者に報告すること。

ウ 期待する態度変容・行動

プロモーションを実施することで、ターゲットが考える新しいチャレンジの場の候補として紀伊半島の選択肢が加わることを期待する。また、態度変容後に引き起こしたい具体的な行動としては、主に（2）に記載の首都圏でのイベントへの参加を想定する。

エ 成果の計測

実施するプロモーション施策に応じて、できるだけ定量的に成果を計測すること。

(2) 首都圏でのイベント実施

(1) のプロモーションにより、紀伊半島地域での新しい挑戦に興味を持った方を対象に、紀伊半島地域で起業や一次産業、伝統産業等を通じて理想の暮らしや働き方を手に入れたゲスト等と交流することができる首都圏でのイベントを2回以上開催する。

ア イベントの主旨

紀伊半島地域での新しい挑戦に興味を持った方に対して、紀伊半島地域で起業や一次産業、伝統産業等を通じて理想の暮らしや働き方を手に入れたゲストとの交流を行い、ターゲットが希望する挑戦に対する紀伊半島でのロールモデルを提示することで、ターゲットに対して紀伊半島地域のプレゼンスを高め、継続的な関わりのきっかけを創出することとする。

1回目と2回目でのイベントの主旨は変えないが、参加対象となるターゲットとそれに応じたゲストを変更して開催することとする。

(ア) 開催時期

1回目：令和7年10月から11月ごろを想定

2回目：令和8年1月～2月ごろを想定

※3回目以降を提案する場合は1回目と2回目の開催時期を変更してもよい。

(イ) 開催場所

東京23区内の主要駅に近く、60人程度を収容できるキャパシティがあり、飲食物の提供が可能なイベントスペースとする。食事を行いながら、ゲストや3県の移住担当職員との交流ができる十分なスペースを有するものとする。

イ 企画運営

以下の6点に留意してイベントを実施すること。

(ア) アに記載のイベント主旨を踏まえたうえでの企画を実施すること。なお、紀伊半島の食を堪能しながら、ゲストや3県の担当者等と気軽な交流を行う企画は必ず実施すること。

(イ) イベントが一過性のものとならず、参加者が紀伊半島の具体的な地域に興味を持ち、継続的な関わりのきっかけを作れるような工夫や仕掛けを行うこと。

(ウ) 会場及びイベント運営に必要な人員（司会、ファシリテーターといった進行スタッフや受付人員、責任者等も含む）、備品や機材等はすべて受託者が手配するとともに、会場の設営を行うこと。

- (エ) 会場レイアウトやイベントの進行シナリオ、台本等を作成すること。なお、1カ月前までには委託者に資料の案を提出し、委託者からのチェックバックののちに校了とすること。
- (オ) リハーサルを実施し、イベント時の段取りの確認を行うこと。
- (カ) ゲストへの謝金や旅費、交流会の食材費など、イベント開催に係る一切の費用を本委託契約に含めるものとする。なお、委託者における職員派遣に係る日当や旅費については含めないこととする。

ウ 集客

以下の4点に留意して集客を行うこと。

- (ア) 1回あたりの参加者の集客目標は30名程度とし、目標人数を集めるために効果的な手段で広報を実施すること。
- (イ) イベントの詳細情報を記載したWebページを作成すること。
- (ウ) インターネット広告配信を行う場合は、(1)イ(エ)に留意すること。
- (エ) イベントの参加申込フォームを作成し、参加申込みの取りまとめを行うこと。
参加申込者の個人情報の管理にあたっては、流出・漏洩等が発生しないように細心の注意を払うこと。また、イベントの円滑な開催にあたり、参加申込者への必要な連絡はすべて受託者が行うこと。申込状況について適宜委託者に報告すること。

エ その他

以下の3点に留意すること。

- (ア) イベント開催に必要な関係機関との各種調整、申請、諸手続き等が発生する場合は、受託者が行うこと。
- (イ) イベント後に参加者アンケートを実施し、集計のうえ取りまとめて委託者に提出すること。
- (ウ) イベントの詳細や集客の手段、資料の内容等について、委託者と入念に調整のうえ、決定することとする。

7 納品物

- (1) 業務実施報告書（紙媒体及び電子データ）
- (2) 作成したクリエイティブ（電子データ）

8 委託業務の実施条件

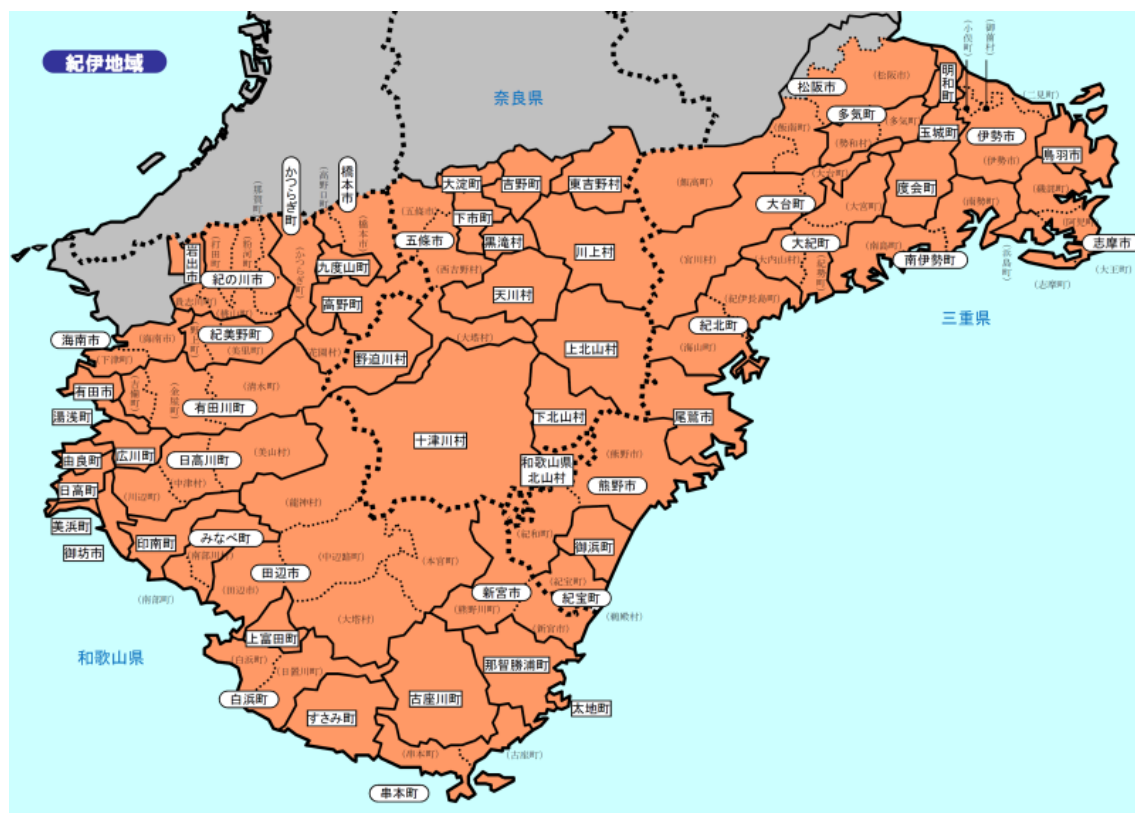
- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委託者と共有すること。また打合せ方法は原則とし

て、オンライン形式または委託者が指定する場所での対面形式とする。

- (2) 実施内容については、仕様及び提案内容を踏まえ、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者との協議により決定する。
- (4) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (5) 個人情報の管理については、別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (6) 受託者は本事業の実施にあたり、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者に申請の上、承認を得なければならない。また、受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(別紙1) 紀伊半島地域に関する参考情報

1 紀伊半島地域について



三重県	伊勢市、松阪市（一部）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
奈良県	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

2 紀伊半島地域の魅力

(1) 信仰の聖地

紀伊山地は日本人の精神性に強く影響を与えてきた信仰の聖地である。神道の最高神をまつる「伊勢神宮」は日本人のこころのふるさととして知られ、今なおたくさんの参拝客が足を運ぶほどの信仰を集めている。伊勢から続く「熊野三山」はすべての人を受け入れる浄土として崇敬を集めるとともに、真言密教の聖地である「高野

山」、山岳信仰・修験道の中心である「吉野・大峰」とともに、紀伊山地の霊場は神仏習合の思想によってそれぞれが密接なかかわりを持ち、各霊場に結ばれる参詣道とともに、“紀伊山地の霊場と参詣道”として2004年に世界文化遺産に登録された。

(2) 豊かな自然環境

紀伊半島は、山・川・海が織りなす壮大な自然環境を誇り、大台ヶ原・大峯といった山々には、日本屈指の多雨地域からなる温帯雨林が広がり、太古の昔から自然が残されている。標高1,000mを超える山々が連なる一方で、太平洋に面した熊野灘や英虞湾では、リアス式海岸が生み出す美しい海景が楽しむことができる。さらに、落差133mを誇る那智の滝や、日本屈指の清流である吉野川や宮川が生み出す渓谷も美しく、神秘的で四季折々の表情が魅力の自然環境が特徴的である。

(3) 食文化

山・川・海の恵みが融合した多彩な食文化が特徴的である。三重県では、全国的にも有名な松阪牛や、リアス式海岸が育む伊勢エビ・的矢牡蠣が味わうことができる。奈良県では、寿司文化の源流ともいわれる柿の葉寿司や、歴史ある三輪そうめんが親しまれており、和歌山県は、全国一の生産量を誇る紀州梅や、漁師町ならではのしらす丼・めはり寿司が有名である。紀伊半島の食には、自然と信仰に根ざした伝統が息づいており、「その土地の文化」を味わえるものが多い。

(4) 挑戦できる環境

豊かな自然環境や食文化を誇る紀伊半島では、移住して様々なことに挑戦する方も多い。一次産業の分野では、牡蠣養殖業を行いながら漁村ならではのアクティビティを提供するなど、新しい漁村のあり方を模索している方や山間の村でトラフグの陸上養殖に挑戦し、新たな特産品としての価値を創り出している方などが挙げられる。地域の価値を高める産業の起業という分野では、大手企業を退職して日本古来からの地元の薬草や植物を使った入浴剤等のオリジナルブランドを立ち上げた方や、移住者の仲間たちとクラフトビールの醸造所を立ち上げ、地元の農家やメーカーとコラボした商品を作り出している方なども挙げられる。

このほかにも、地元の伝統産業の継業、宿泊施設の運営、IT起業等の様々な分野で挑戦し、成功している方が多い地域である。

(別紙2)

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報了他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。